

清明地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は清明地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会の事務所を清明公民館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、清明地区内の住民が健康で文化的な生活を営むことが出来るよう協力して、その福祉を増進し明るい豊かな街づくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.住民の福祉の向上を図る。
- 2.住民の福祉の増進を目的とする各種団体の活動への助成。
- 3.福祉に対する住民の理解と関心を高め、地区ぐるみの福祉活動の実践。
- 4.その他本会の目的達成に必要な事項。

第3章 組 織

第5条 本会は、清明地区内に居住する者を以って組織する。

第6条 本会の事業運営のために委員会または、部会を置くことが出来る。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	4 名
会 計	1 名
庶 務	1 名
理 事	若干名
監 事	若干名

第8条 理事は、清明地区内に居住する社会福祉関係者を以ってあてる。

第9条 会長・副会長は、理事の中から選出し、総会において承認を受けるものとする。
会計・庶務は、会長が委嘱する。

第10条 役員の職務を次の通り定める。

会長は、本会を代表し会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

会計は、会長の命を受け会務及び予算並びに決算などの会計事務の一切を経理する。庶務は会長の命を受け対外折衝等の補佐をする。

第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は任期満了後であっても、後任者の就任するまではその職務を行う。

第12条 本会に相談役をおくことが出来る。相談役は理事会において推挙し会長が委嘱する。

第5章 評 議 員

第13条 本会に評議員を置く。評議員は各自治会長を当てる。

評議員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第6章 会 議

第14条 会議は総会及び理事会とする。

会議は会長が召集し、その議長となる。

第15条 総会は役員・理事及び評議員を以って構成し、毎年1回開く。ただし会長において必要と認めたときは、臨時に開催することが出来る。

理事会は、理事を以って構成し、必要に応じ開くことが出来る。

第16条 総会において次の事項を審議する。

規約の改正・事業計画・予算・決算に関する事項、その他重要事項の審議を行い出席者の過半数を以って決する。

第7章 会 計

第17条 本会の会計は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入を以ってこれに当てる。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日を以って終わる。

付 則

この規約は昭和57年4月1日より施行する。

一部改正 昭和63年4月 1日

一部改正 平成 2年4月 1日

一部改正 平成 6年4月 1日

一部改正 平成 8年4月 1日

一部改正 平成10年4月 1日

一部改正 平成16年4月 1日

一部改正 平成20年4月 1日